



令和4年2月

# 廃棄物の適正処理と 排出事業者責任について

湘南地域県政総合センター環境調整課

## I 廃棄物について（総論）

## II 適正処理と排出者責任

# I 廃棄物について

# 廃棄物に係る法体系

## 環境基本法

第5次環境基本計画 H30.4

### 循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

社会の物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減

第4次循環型社会形成推進基本計画 H30.6

#### 一般的な仕組み

#### 廃棄物の適正処理

##### 廃棄物処理法

- ・ 廃棄物の排出抑制、適正処理
- ・ 廃棄物処理施設の設置規制
- ・ 廃棄物処理業者に対する規制
- ・ 廃棄物処理基準の設定 等

#### 3Rの推進

##### 資源有効利用促進法

- ・ 再生資源のリサイクル
- ・ リサイクル容易な構造、材質等の工夫
- ・ 分別回収のための表示
- ・ 副産物の有効利用の促進

#### 素材に着目した包括的な法制度

#### プラスチック資源循環法

#### 個別物品の特性に応じた規制等

容器包装  
リサイクル  
法

家電  
リサイクル法

食品  
リサイクル法

自動車  
リサイクル法

建設  
リサイクル法

小型家電  
リサイクル法

【その他】 産廃特措法、PCB特措法、グリーン購入法、食品ロス削減推進法

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## ○ 廃棄物の定義（法第2条）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（第1項）

この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。（第2項）

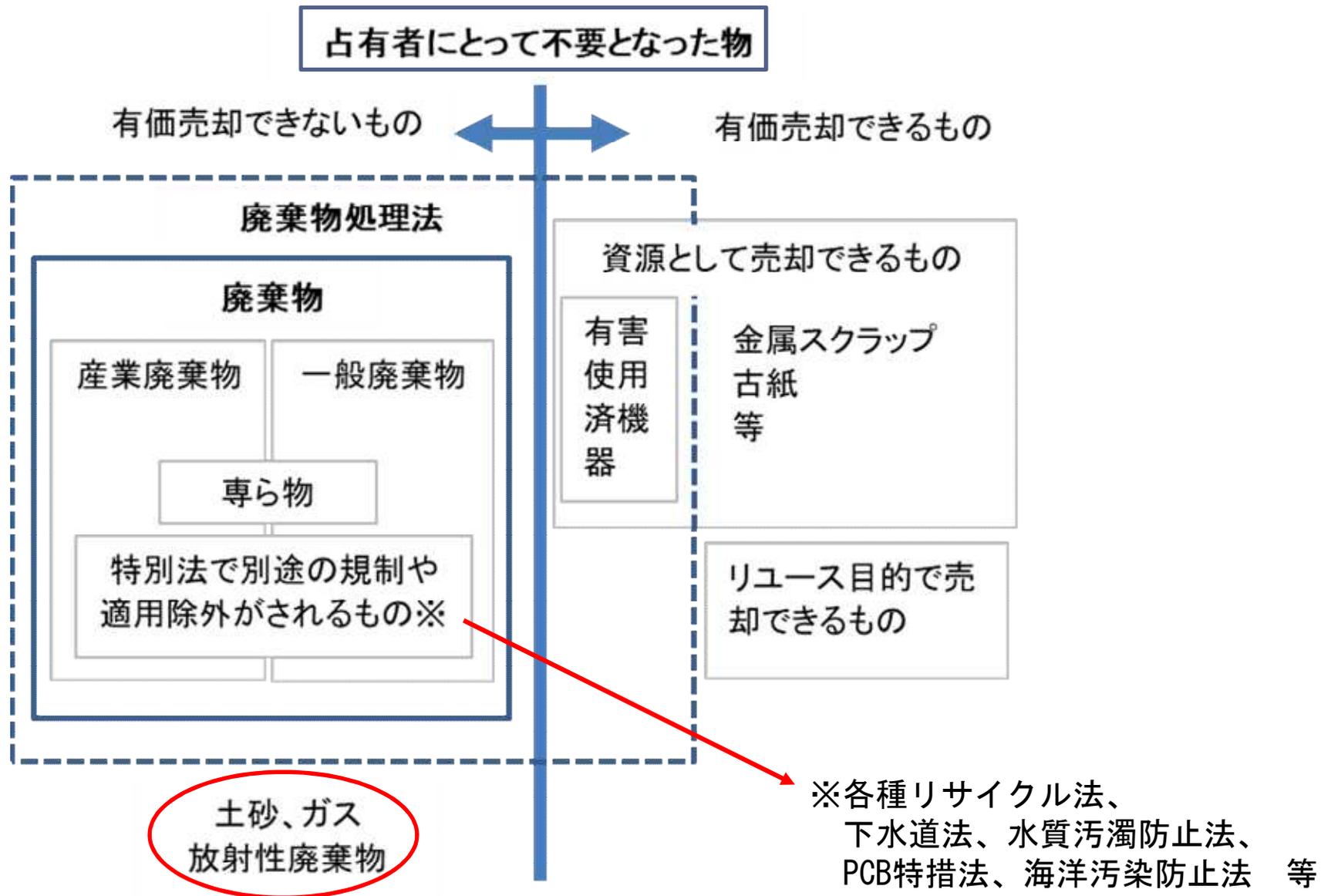
### 廃棄物処理法は廃棄物が対象

（→ 本来廃棄物であるものを有価物と称し不適正に処理されるおそれがある）

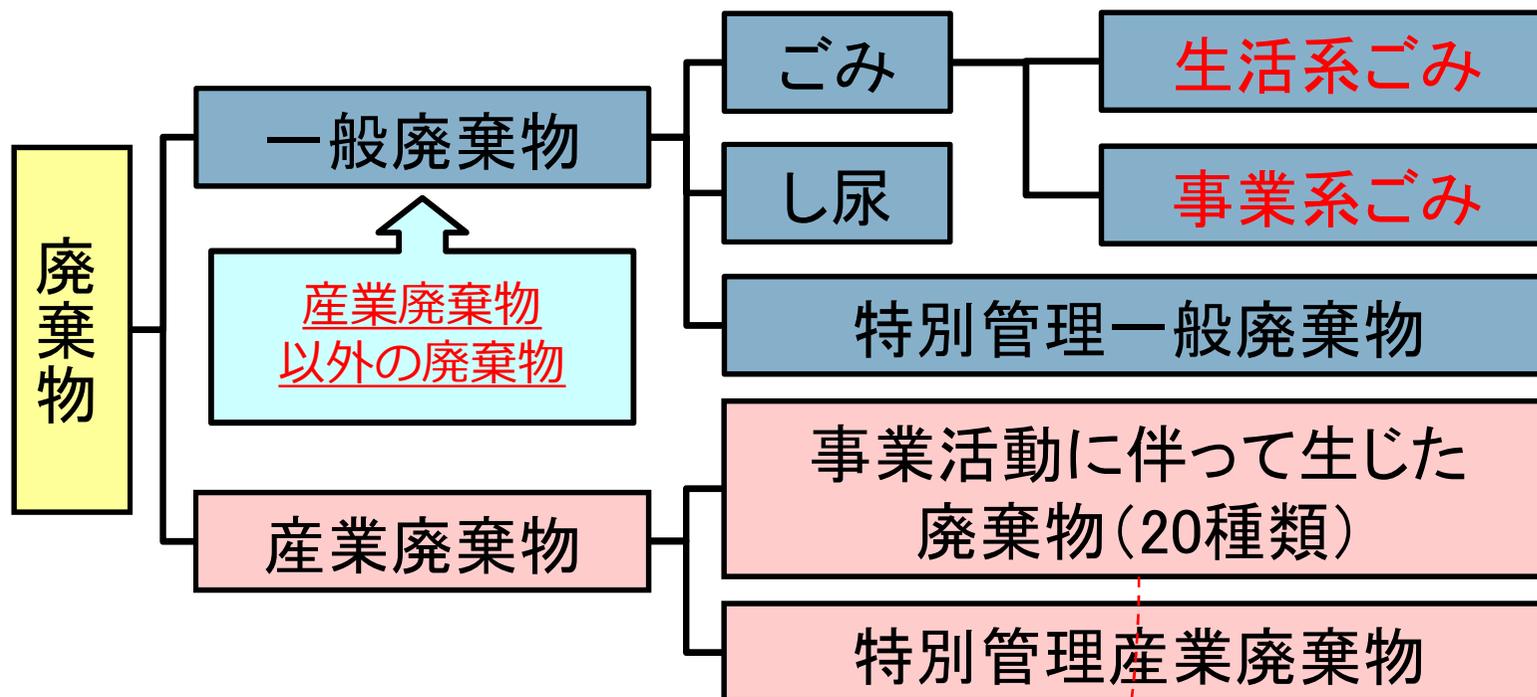
### 「行政処分の指針」

（令和3年4月14日環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために 不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。



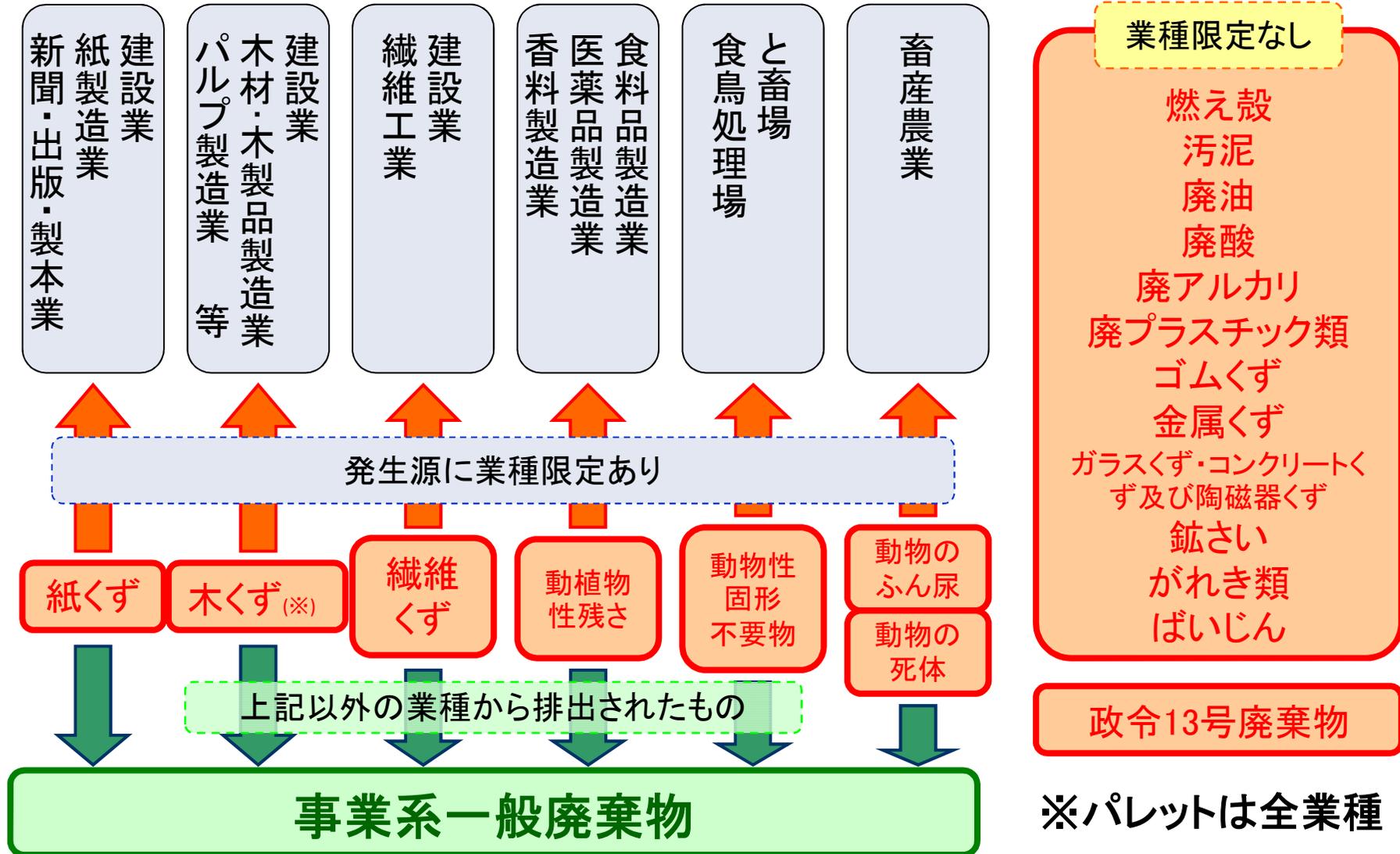
# 廃棄物の区分



あらゆる事業活動に伴うもの →12種類	種 類	
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	
特定の事業活動に伴うもの →7種類	種 類	業 種
	紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙・製本業
	木くず	建設業、木材・木製品製造業
	繊維くず	建設業、繊維工業
	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜ほか
	動物のふん尿 動物の死体	畜産農業

○上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの

# 産業廃棄物



# 特別管理産業廃棄物の分類

## 8種類(令第2条の4)

種類	代表例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）	
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物	廃PCB等・PCBに汚染された紙くず、廃プラスチック等
	廃水銀等	施行令で定める施設で生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）
	廃石綿等	①建築物およびその他の工作物から除去された、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材 ②除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣など ③大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	その他の有害廃棄物	施行令で定める施設で生じた産業廃棄物で有害物質（水銀、カドミウム、鉛等）について、環境省令で定める基準に適合しないもの

## Ⅱ 適正処理と排出者責任

# 廃棄物の処理

## ○ 事業者の責務(法第3条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、**自らの責任において適正に処理**しなければならない(第1項)【**排出事業者責任**】

再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、**・・廃棄物の適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、・・・**(第2項)【**生産者責任**】

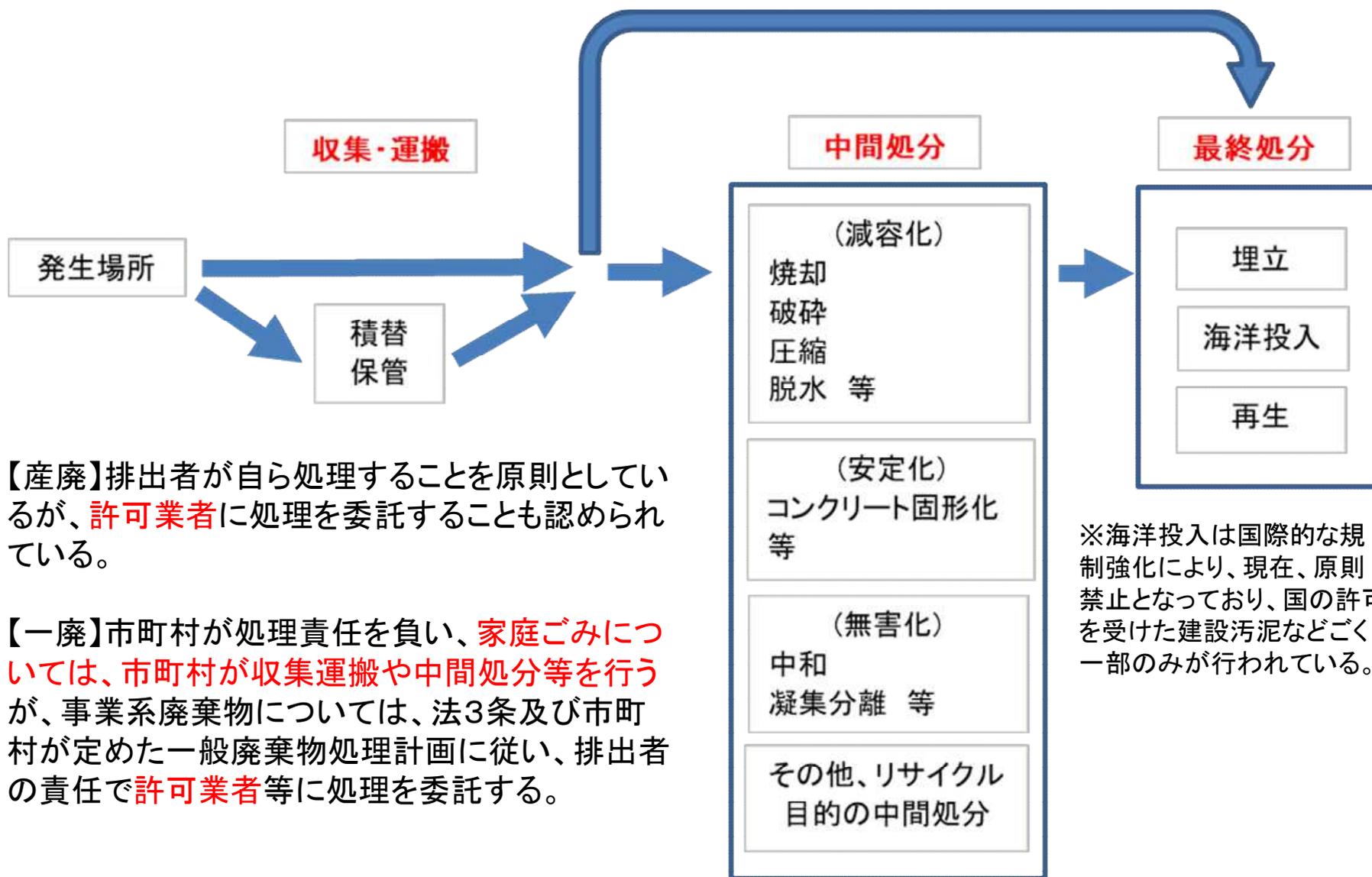
### 一般廃棄物の処理

- ・市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない(法第6条)
- ・市町村は、計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及び処分(・・・)しなければならない(法第6条の2)

### 産業廃棄物の処理

事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない(法第11条)

# 廃棄物の処理



【産廃】排出者が自ら処理することを原則としているが、**許可業者**に処理を委託することも認められている。

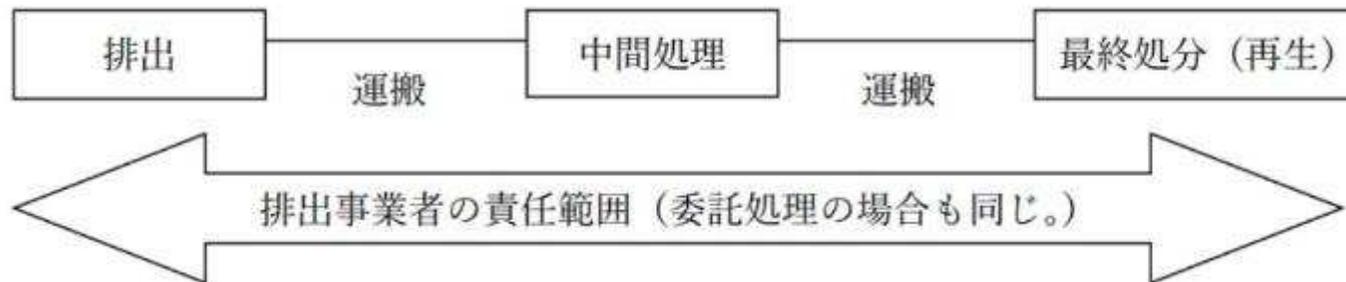
【一廃】市町村が処理責任を負い、**家庭ごみについては、市町村が収集運搬や中間処分等を行う**が、事業系廃棄物については、法3条及び市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従い、排出者の責任で**許可業者**等に処理を委託する。

※海洋投入は国際的な規制強化により、現在、原則禁止となっており、国の許可を受けた建設汚泥などごく一部のみのみが行われている。

# 廃棄物の処理

## 1 排出事業者責任

廃棄物を排出する事業者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方で、**廃棄物処理における基本原則**



## 2 (拡大)生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に**一定の※責任**(物理的又は財政的責任)を負うという考え方 **※求められる責任の範囲は製品の種類により大きく異なる**

「循環型社会形成推進基本法」で、一般的な考え方を規定

⇒ 具体には、資源有効利用促進法(1991)、容器包装リサイクル法(1995)、家電リサイクル法(1998)、自動車リサイクル法(2002)等で、事業者の製品の引き取りやリサイクル義務等を規定

# 事業者の処理

○ 事業者は、自らその(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合(政令で定める)(特別管理)産業廃棄物処理基準に従わなければならない  
(法第12条第1項、12条の2第1項)

(特別管理)産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準  
(令第6条、第6条の5)

⇒ 飛散・流出防止、悪臭・騒音防止、車両の表示 等

# 事業者の処理

○ 事業者は、その(特別管理)産業廃棄物が運搬されるまでの間、(環境省令で定める)(特別管理)産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない

(法第12条第2項、12条の2第2項)

(特別管理)産業廃棄物保管基準(規則第8条、第8条の13)

・・・周囲に囲い、掲示板の設置 等

# 事業者の処理

○ 事業者は、その(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については(許可を受けた)産業廃棄物収集運搬業者その他政令で定める者に、その処分については(許可を受けた)産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない  
(法第12条第5項、12条の2第5項)

# 事業者の処理

○ 事業者は、その(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、(政令で定める)産業廃棄物委託基準に従わなければならない  
(法第12条第6項、12条の2第6項)

委託基準(令第6条の2、第6条の6)

・・・許可業者等への委託、書面による委託契約 等

# 処理基準

- **事業者は、自らその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合（特別管理）産業廃棄物処理基準に従わなければならない（法第12条第1項、12条の2第1項）**

（特別管理）産業廃棄物処理基準（令第6条、令第6条の5）  
**収集・運搬基準と処分基準**

- **収集・運搬基準**

生活環境の保全義務（飛散・流出防止、悪臭・防音・振動対策）  
運搬車の表示義務  
書類の携行義務 等

- **処分基準**

中間処分・再生、埋立処分、海洋投入処分の基準

**（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者も、これらの処理基準に従う（法第14条第12項、第14条の4第12項）**

## 制度趣旨

排出事業者は、排出事業者責任を果たす方法として、委託基準を遵守して、他人にその処理を委託することが法律上認められています（法第 12 条第5項、第6項）。

なお、他人に処理を委託する場合においても、自らの手で処理する場合と同様、排出事業者には処理責任があることに変わりはなく、排出事業者責任が受託した処理業者に移転したり、排出事業者責任が消滅するという趣旨ではないことに留意する必要があります。

# 委託基準

## (特別)産業廃棄物委託基準(令第6条の2、第6条の6)

### ・許可業者への委託

委託する産業廃棄物の処理が「事業の範囲」に含まれている業者に委託

### ・委託契約は書面による

契約書の記載すべき内容、添付すべき書類

### ・保存期間

その契約の終了の日から環境省令で定める期間(5年間)保存

## 二者間契約

事業者は、運搬と処分を処理業者に委託する場合、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ委託契約(二者間契約)を締結しなければならない

## 再委託の原則禁止

事業者と委託契約を結んだ者が、他の者にその業務を行うよう委託することは原則禁止  
(法第14条第16項、14条の4第16項)

# 優良産廃処理業者認定制度

## 委託先の選定について

- 適正処理を確保するために、信頼に値するかを、自らの責任で見極める必要があります。
- 優良産業廃棄物処理業者であるかどうかを考慮することも、排出事業者責任を果たすうえで重要です。



# 現地確認等による処理状況の確認

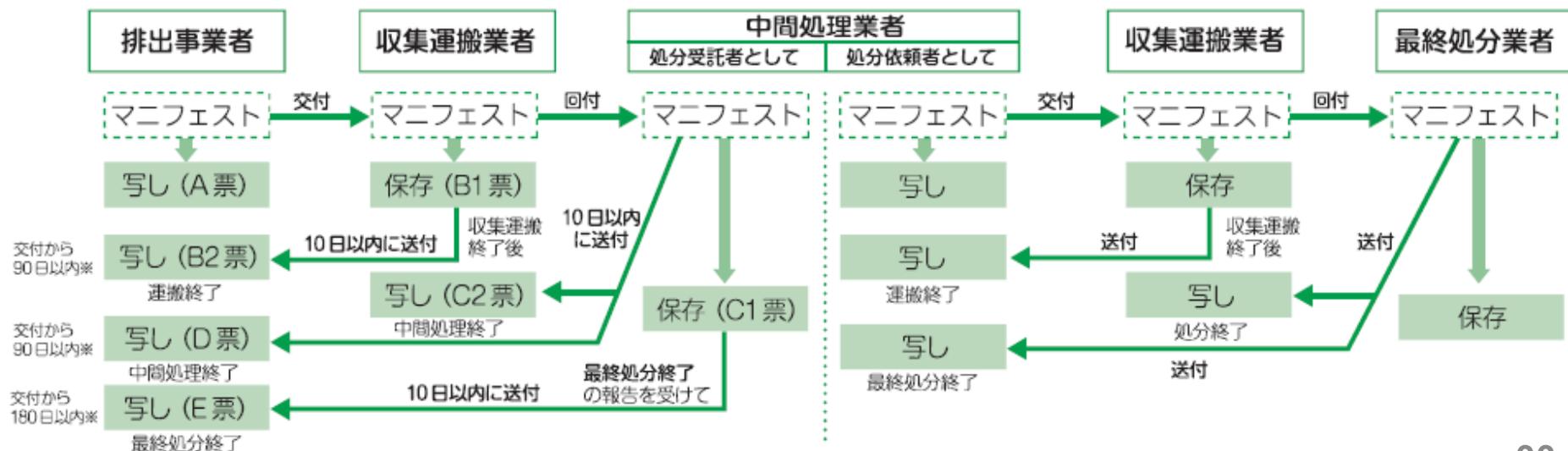
排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません(法第 12 条第7項)。

## 留意事項

処理状況の確認を行っていない排出事業者については、措置命令(法第19条の6)の要件である「法第 12 条第7項等の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」に該当する可能性があるため、留意する必要があります。

# 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物の処理を委託する場合(環境省令で定める場合を除く)、委託者は受託者に産業廃棄物の**引渡しと同時に環境省令で定められた事項を記載したマニフェスト**を廃棄物の**種類ごと、行き先ごと**に交付しなければならない(法第12条の3第1項)

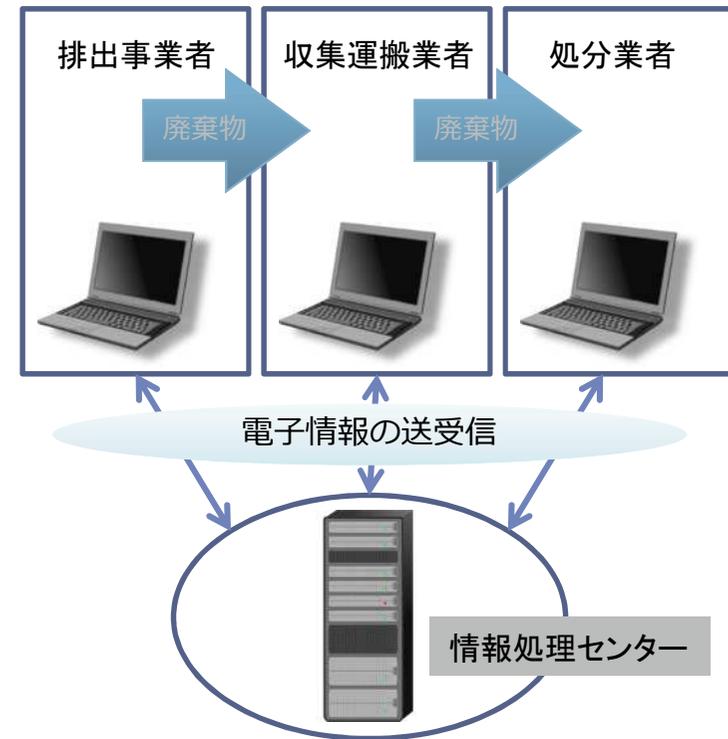


# 電子マニフェスト

## 【電子マニフェスト】(法第12条の5)

### ○紙マニフェストとの関係

- ・役割は同じ(媒体が異なるだけ)



### ○条件

- ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がシステムに加入する必要がある。
- ・インターネットを利用できるパソコン等が必要

# 電子マニフェスト

## 【メリット】

### 事務処理 の効率化

- ・紙マニフェストの保存が不要
- ・処理状況の確認が容易
- ・終了報告の返送の手間が少ない
- ・過去データの検索がしやすい
- ・マニフェスト情報の集計が可能
- ・交付等状況報告が不要（情報処理センターが報告）

### 法令順守

- ・法で定める必要項目に記載漏れがあると、登録や報告ができないシステム
- ・マニフェストの紛失がない
- ・運搬終了等の報告の有無を電子メール等で通知されるので確認しやすい
- ・処理確認期限に注意喚起を表示

### データの 透明性

- ・第3者（情報処理センター）が管理・保存
- ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常に最新のマニフェスト状況の閲覧・監視
- ・修正や取消は関係者の承認が必要
- ・排出事業場と本社等がマニフェストを同時に閲覧可能

# 電子Manifest

## 現場登録支援機能

### 概要



現場登録支援機能とは収集運搬業者の支援を得て、排出事業者が電子Manifestを現場で登録することを可能にする機能です。

1. 収集運搬業者が事務所で運搬予定のマニフェストを仮登録します。
2. 収集運搬業者が排出事業場で、仮登録した情報をスマホで呼び出し、廃棄物の数量を入力します。
3. 排出事業者が収集運搬業者のスマホでManifest内容を確認し、暗証番号を使って登録します。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/genba/index.html>



神奈川県

KANAGAWA

<http://www.pref.kanagawa.jp/>

おわり